

南丹環境情報ネットワーク設置要項

1 目的

京都府民及び京都府南丹保健所管内（亀岡市、南丹市及び京丹波町内）の事業者、各種団体等（以下、対象者）を対象に南丹環境情報ネットワークを構築し、京都府南丹保健所から有用な環境関連情報等を発信し、対象者の環境活動の推進に資することを目的とする。

2 主体

京都府南丹保健所

3 事業内容

次の5に示す分野に関する情報について、月1回以上を目途に Facebook（主に府民向け）及びメールマガジン（主に事業者向け）を用いて配信する。

4 分野

（1）環境分野

- ・大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、環境影響評価、環境保全等

（2）廃棄物分野

- ・産業廃棄物、一般廃棄物、ゼロエミッション、リサイクル、ポリ塩化ビフェニル（PCB）等

（3）地球温暖化防止分野

- ・地球温暖化防止、省エネ・節電、再生可能エネルギー、オゾン層保護等

（4）自然保護分野

- ・種の保存、希少動植物の保護等

5 手続き

（1）Facebook の閲覧等については手続き不要とする。

（2）メールマガジンに登録しようとする対象者（以下、登録者）は、京都府南丹保健所環境衛生室（nanshin-ho-nantan-kankyo@pref.kyoto.lg.jp）に登録内容（事業所名（個人の場合は氏名）、住所、電話番号、メールアドレス及び担当者名）をインターネットメールで送信するものとする。また、登録内容を変更又は削除する場合も同様の方法とする。

6 個人情報の保護

登録者のメールアドレスは、京都府南丹保健所環境衛生室長（以下「ネットワーク管理者」という。）が管理し、当該事業の用途以外には使用しないことを厳守するものとする。

また、ネットワーク管理者が登録者にメール送信する場合は、ブラインドカーボンコピー（BCC）を利用し、登録者のメールアドレスの管理を徹底するものとする。

7 情報のフォーマット

発信する情報の形式は、テキスト形式とし、資料を添付する場合は、次のいずれかまたは組み合わせとし、すべてリアルタイムのウィルスチェックを済ませるものとする。

- テキスト文書
- PDF ファイル
- 画像

8 その他

対象者から、ネットワークの運営について要望等がある場合には、京都府南丹保健所環境衛生室に申し出るものとする。